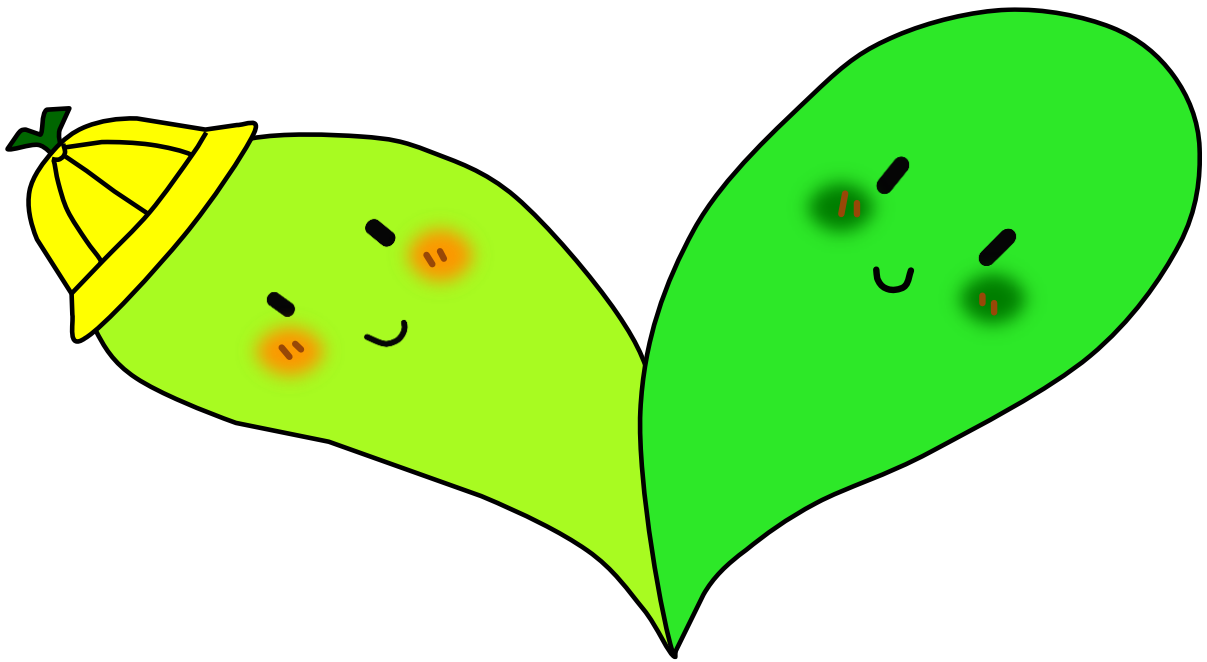


# 水戸市立双葉台小学校 いじめ防止基本方針



令和8年4月  
水戸市立双葉台小学校

# < 目 次 >

はじめに .....	3
<b>I いじめ防止のための基本方針</b>	
1 いじめの定義 .....	4
2 いじめに対する基本的な認識 .....	4
3 いじめに対する具体的な取組 .....	5
(1) いじめの未然防止に向けて .....	7
(2) いじめの早期発見のために .....	7
(3) いじめの早期解消のために .....	9
<いじめ問題の解決のために> .....	10
<いじめ問題への対応の順序> .....	10
<SNSなどのネット上のいじめ対応(誹謗・中傷の削除の流れ)> .....	11
4 重大事態への対処 .....	12
(1) 重大事態の意味・取り扱い .....	12
・重大事態の疑いが生じた場合における連絡体制	
(2) 重大事態が発生した場合の対処の流れ・報告 .....	12
(3) 重大事態の調査 .....	12
<b>II 資料</b>	
1 いじめ問題の理解 .....	15
(1) いじめの態様	
(2) いじめの構造	
2 いじめ防止対策推進法（概要） .....	16
3 双葉台小学校いじめ防止対策年間計画 .....	18

# 水戸市立双葉台小学校いじめ防止基本方針（令和8年）

## 1 はじめに

平成29年3月、国において「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定されるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたことに伴って、令和2年4月には「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が施行されました。また、令和8年3月には「水戸市いじめ防止基本方針」が改定されました。

そもそもいじめは、子どもたちの夢の実現に向けた教育を受ける権利ばかりでなく、生存する権利までも著しく侵害し、学校教育にあってはならないものです。さらに、子どもたちの心や体のすこやかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるものでもあります。このようないじめから子どもたちの人としての尊厳を守るため、また、子どもたちが安心して楽しく学び、保護者が心から子どもを通わせたいと願う、地域から信頼される学校の実現を目指し、積極的にいじめ防止対策に取り組んでいく必要があります。いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応すると同時に、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」との基本的な認識に立つことが重要です。ここに、水戸市のいじめ防止基本方針に準じ、いじめの防止等のための対策の基本となる事項として「水戸市立双葉台小学校いじめ防止基本方針」を定めるものとします。

水戸市立双葉台小学校長 植松 陽子

# I いじめ防止のための基本方針

## 1 いじめの定義

この方針において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものすべて」をいう。

※ 「一定の人的関係にある他の児童等」…… 同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※ 「心理的、物理的な影響を与える行為」……以下のようないじめの態様。

<心理的な影響を与える行為>

- ◆ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。
- ◆ 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◆ イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ◆ パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷やイヤなことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ◆ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

## 2 いじめに対する基本的な認識

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものである」という認識をもつ。

けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、特に配慮が必要な児童として、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童については、日常的に該当児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- (1) いじめは、人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるから、「いじめは絶対に許さない」学校づくりを推進する。
- (2) いじめられている児童を確認したときには、その児童の立場に立ち、絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う。
- (3) いじめている児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 日頃から、保護者との信頼関係を大切に、地域や専門機関との連携協力を努める。

## <発達段階によるいじめの特徴>

### ★低学年

- 自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。
- かかわり方の不器用さから相手に不快感を与える。

### ★中学年

- 仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。
- 嫉妬心や支配欲から、いたずらやいやがらせをする。
- 自分たちの集団と異なる雰囲気を持った相手を排斥しようとする。

### ★高学年

- 仲間はずれや無視、執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。
- 小集団同士の対抗意識が激しくなり、いじめに発展することが多い。
- いじめがあっても、それをいじめと認める割合が急激に減少する。

### ★中学生

- 他者がいじめられることを愉快に感じたり、他者がいじめられていることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。
- 小集団内で仲間同士の中傷から生じるいじめ、仲間内での優位性を誇示しようとするいじめ、仲間同士の結束を図るためのいじめなどが多く見られる。

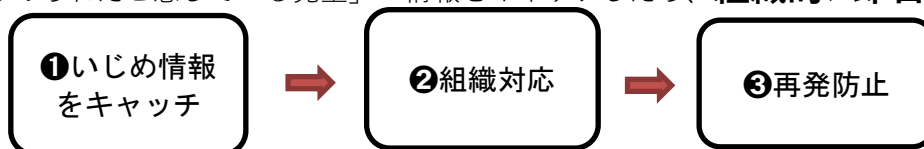
## 3 いじめに対する具体的な取組 ・ ・ ・ 初期対応に全体の9割を費やす意識

学校及び学校の教職員は、基本認識にのっとり、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、わが子がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。また、我が子がいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。一方、我が子がいじめに関与したとき、子どもが自分の行為と向き合い、安心して事実を話せる雰囲気づくりが大切である。そして、子どもがいじめに関与した事実を話した時は、それを謙虚に受け止め、子どもと共に悩み考え、行った行為に向き合い、いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつことが大切である。

### 【いじめ対応の原則】 ※通報、指導経過、会議の記録を整理・保管（5年後の年度末まで）

「いじめられたと感じている児童」の情報をキャッチしたら、**組織的に即日**対応。



○「いじめの記録」に必要な項目の共通化…例

日付	記録者	発見者及び相談者	事実の記載					対応の判断	いじめ認知	対応(児童生徒)		対応(保護者)	
			いつ	どこで	被害者	加害者	出来事			その時点の対応	聞き取り指導等	再発防止策等	連絡
4/5	双葉T	〇〇の保護者(電話)	在校中 16時	教室	○●	●● ●○	ノ一ト ヘの落 書き	傾聴、即 対応す るを伝 える (双葉T)	○	学年で聞き取り指導等	個別指導 年間集 会者守 加の指 導	三葉T 四葉T	加害者 謝罪、 見体強 制の制 化

○「学校生活アンケート」に係る聞き取り項目の共通化

生活についてのアンケート(3月)

ねん くみ ばん なまえ せいと めいせい  
年 組 番 名前 (男・女)

双葉台小学校をよりよい学校にするために、今の皆さんの生活の様子を調べたいと思います。

3月上旬(2/12~3/7)頃までの自分のことについて教えてください。かいたことのみつはまもりです。

◇あてはまる記号に○をつけてください。

質問1 「質問2」のアンケートのようなことやなことをされたことがありますか?  
ある ・ ない

質問2 「質問1」で「ある」と答えた人に質問です。次のアンケートのようなことで「いやだなと思ったもの」  
がありますか? ○をつけてください。

- ア. 冷やかされたりからかわれたり、悪口を言われたりおどされたりした。
- イ. 無視されたり、仲間外れにされたりした。
- ウ. かるくぶつかわれたり、たたかれたり、けられたりした。
- エ. ひどくぶつかわれたり、けられたりした。
- オ. お金や物をあげるように言われた。
- カ. 自分のものをかくされたり、こわされたり、捨てられたりした。
- キ. 嫌なことや 危険なことをやらされた。
- ク. パソコンや携帯電話、ゲームの通信で、いやなことをされた。
- ケ. その他 ( )

質問3 「質問2」で「ある」と答えた人に質問です。それは、今も続いていますか?  
続いている ・ 続いていない

質問4 「質問1」から「質問3」のほかに、学校生活の中や家で、困っていることがありますか? また、お友達がいやな思いをしているのを知っていますか?  
ある ・ ない

質問5 「質問4」で「ある」と答えた人に質問です。それは、どんなことですか?

まぐん かけないの、先生にすぐに話したい人は、○をつけてください。→ [ ]

■「質問1」で「ある」と答えた児童への聞き取りや対応について記入をお願いします。  
児童名:

1 相手(加害)の年・組・名前(複数いたらすべて記入してください)  
年 組 名前

2 「いやだなと思ったこと」の内容を簡単に記入してください。  
(複数あるときは一番いやなもの一つに絞る)

(例) 何度も「死ね」と暴言を言われた。 回数  
記号 ( )

★いじめられていると感じていますか。 → はい いいえ  
★どのような気持ちですか?

3 だれに聞き取りをしましたか。あてはまるものに○をつけてください。

①被害 ・ ②加害 ・ ③その他  
(主な内容)

4 謝罪について。あてはまるものに○をつけてください。

①加害が被害に ②両者 ③謝罪はなかった。  
(主な内容)

5 保護者への連絡について、あてはまるものに○をつけてください。

①両方の保護者 ②被害の保護者 ③加害の保護者 ④連絡しなかった。  
(保護者の様子)

6 家庭訪問について、あてはまるものに○をつけてください。

① 家庭訪問を実施した。(だれが: )  
② 保護者に学校へ来てもらった。(対応した人: )  
③ 家庭訪問や保護者との話はなかった。  
※ 保護者の様子

7 その他、いじめに関して気になることがあったら記入してください。

## (1) いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づき、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

① 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

- 運動会や縦割り班活動などの学校行事に異学年が支え合って取り組むような自主的・実践的な活動を意図的に仕組む。
- 総合的な学習の時間(水戸まごころタイム)や校外学習等の中で、地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。
- 自分たちで学級のルールをつくる話し合いを行うなど、特別活動の時間を充実させる。
- 地域に貢献できた喜びを味わう活動などを、特別活動や総合的な学習の時間(水戸まごころタイム)等の中に仕組む。

② 道徳・特別活動の学習を通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。

- 道徳の時間等を通して、社会が抱える問題を考えたり、地域での自分の行動を見つめさせたりする。
- 児童自らが守る約束ごと(「あいさつすること」、「時間を守ること」、「清掃を行うこと」など)を決め、責任をもって実行させるなど、委員会などによる自治的活動を充実させる。
- 全ての教育活動を通して、自分を大切にすることと同時に、他者を大切にす授業づくりを行う。
- 教師が意図的に「専制的」、「民主的」、「放任的」なリーダーの役割を使い分けながら学級での指導を行う。

③ 学校生活での悩みの解消を図るために、SCやSSW等を積極的に活用する。

④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、言動には細心の注意を払う。

⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善を図る。

⑥ 教職員の研修を充実させ、教育相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。

⑦ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

⑧ 児童によるいじめ未然防止・解決フォーラムを開催する。

⑨ メディア教育講演会や情報モラル教育の充実を図る。

⑩ ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンター等の作成した資料をもとに人間関係作りをする。(そよ風ファイル)

⑪ 情報モラル教育充実のための「SNSによるいじめ防止に関する講演会」等を開催し、スマートフォン等を通じたいじめを防止するための啓発を行う。

## (2) いじめの早期発見のために

いじめは、目の届きにくいところで発生することが多いため、学校・家庭・地域が協力して実態把握に努める。

① 児童の声なき声に耳を傾ける。

(月1回の生活アンケート調査、日記、教育相談、校内オンライン相談窓口の設置など)

② 児童の行動に目を向ける。(チェックリストの活用、校内巡視、記録の蓄積など)

③ 教師一人で抱えこまず、学年主任・生徒指導主事等に相談する。(複数で対応)

④ 保護者と情報を共有する。(連絡帳の活用、電話連絡、家庭訪問、あいさつ運動など)

⑤ 地域・関係機関と連携する。(地域行事への参加、関係機関・民生委員等との情報交換、SC・SSW、少年鑑別所の活用、警察との情報共有や相談 など)

### <いじめ早期発見チェックシート>

チェック項目	
① 日ごろと違う表情（視線に注目）をしていないか。	
② 理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。	
③ 落ち着きがないおどおどしている等の様子はないか。	
④ グループを作るときにいつも最後まで残っている児童はいないか。	
⑤ 友達からのあいさつや言葉かけが少ない児童はいないか。	
⑥ 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていないか。	
⑦ 特定の児童が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。	
⑧ 学級全体に無気力感が漂っていないか。	
⑨ 一部のボスの児童を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的雰囲気はないか。	

### <児童を観る具体的な視点>

<p>A いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。</p> <p>B 朝早く登校したり、遅く登校したりしている。</p> <p>C 自分からあいさつをしようとせず、友達からのあいさつや声かけもない。</p> <p>D 教師からのあいさつの声かけに対し、はっきりとした返事が返ってこない。</p> <p>E 元気がなく、顔色がすぐれない。</p> <p>F はっきりした理由もなく欠席する。</p> <p>G 健康観察で元気がない返事をしたり、返事をしなかつたりする。</p> <p>H 健康観察で、頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。</p> <p>I 遅刻・早退が目立ってきている。</p> <p>J 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。</p> <p>K 次の学習の準備をしないで、ぼんやりしていたり、そわそわしていたりしている。</p>
---

### <教師自らを振り返る視点>

<p>ア 児童の登校時刻、形態等を把握し、それに応じた温かい対応ができていないか。</p> <p>イ 教師の側から「おはよう」の声かけをし、児童の心理状態を把握しているか。</p> <p>ウ 朝自習での態度やでき具合等を把握し、称賛・励ましと児童相互の教え合いを奨励しているか。</p> <p>エ 健康観察で、一人一人を視診するとともに、気になる子への声かけをしているか。</p> <p>オ 朝の会で、一日の予定をきちんと説明し、目的をもった生活をしようとする意欲をもたせているか。</p> <p>カ 朝の会等で欠席者の理由を伝え、教師の温かい思いやりを学級成員(児童一人一人)に伝える工夫をしているか。</p> <p>キ 児童の遅れてくる原因を追求する前に、温かく迎える雰囲気を作っているか。</p> <p>ク 次の学習に対しての意欲づけをしているか。</p>
---

- クラス替えなど環境の変化には特に注意する。
- 休み明けの変化を見逃さないようにする。（長期休業の後、日曜日から月曜日にかけて）

<児童が利用できる相談窓口>

- 校内相談窓口  
<https://forms.gle/W8RYB5HgNCD26a9F6>  
 ・原則、授業日に対応

QRコード →



- 外部機関が運営する相談窓口
  - ・茨城県子どもホットライン TEL：221-8181
  - ・いじめ・体罰解消サポートセンター <https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/>  
TEL：221-5550
  - ・いじめ・青少年相談電話 TEL：244-1347
  - ・いばらき子どもSNS相談 毎日18：00～22:00 QRコード →



<児童が日常的に悩みを打ち明けられる場>

- 水戸市版教育ダッシュボード「こころの健康観察」※原則、毎朝1人一台端末から回答

(3) いじめの早期解消のために

「いじめ解消」の定義

加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりしたことでいじめが解消したと判断するのではなく、次のア、イの両方の条件を満たした場合、解消と判断する。

ア いじめに係る心理的、物理的な影響を与える行為が止んでいること

・・・少なくとも3カ月を目安

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

・・・児童、保護者に面談して確認すること

いじめが確認されたときには、事実確認に基づき、迅速に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている児童や保護者の立場に立ち、迅速で詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的な対応をする。特に、いじめの内容がパソコンやスマートフォン等による誹謗中傷の場合は、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。
- ③ いじめの起こった事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。特に、児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報する。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合う。(心身の苦痛の継続)
- ⑦ 必要に応じて、スクールカウンセラーなどの派遣手続きをとり、その活用を図り、関係児童の心のケアに努める。

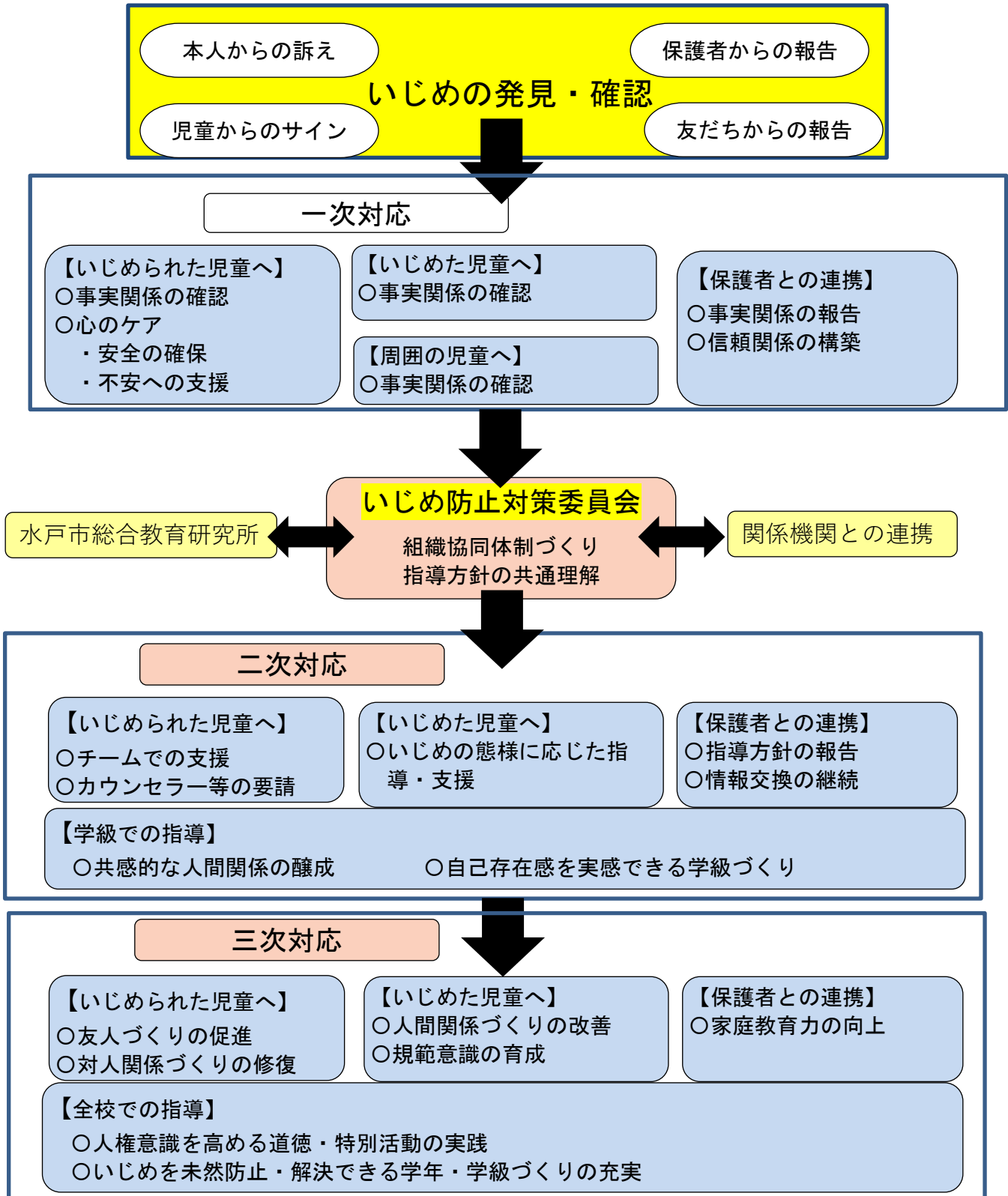
子どもが学校を休んだら・・・

1日目・・・	連絡帳での連絡、または放課後自宅に電話 病状の確認、授業の連絡など
3日目・・・	家庭訪問 病状の確認、授業の連絡など
1週間に5日 あるいは断続的な休み・・・	関係機関に連絡 病気以外の要因も考える。 子どもの様子についてあらゆる情報を集める。

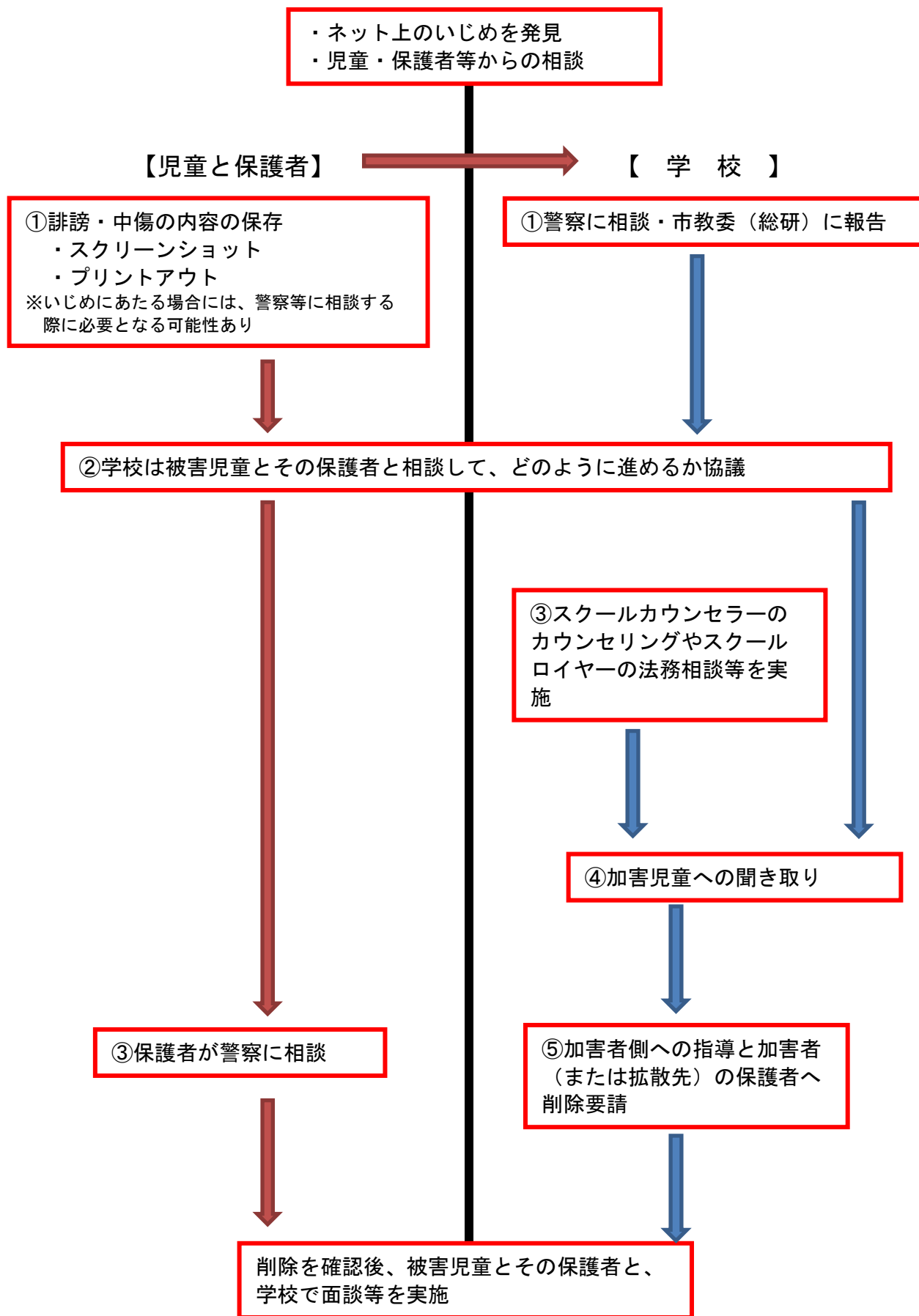
<いじめ問題の解決のために>

- 主として、小学校低学年に見られるような学級全体が被害者を嫌悪するようないじめの場合には、被害者の孤立感を代弁しながら、加害者を相手の立場に立たせていくような指導を行う。
- 主として、小学校高学年の同性の仲間集団に見られるグループ間の力関係を誇示するようないじめの場合には、加害者に自分の行為を客観的に見つめ直すような指導を行う。
- 主として、中学校に見られる被害者が仲間集団に拘束されているような場合には、集団内での行為が悪ふざけなのかいじめかを区別する必要がある。その場合、加害者は「責任の回避」や「危害の否定」、「非難する者への非難」など、いじめを正当化することがある。当事者だけでなく、それ以外の言動や日頃の観察を通じた指導が必要である。

<いじめ問題への対応の順序>



<SNSなどのネット上のいじめ対応(誹謗・中傷の削除の流れ)>



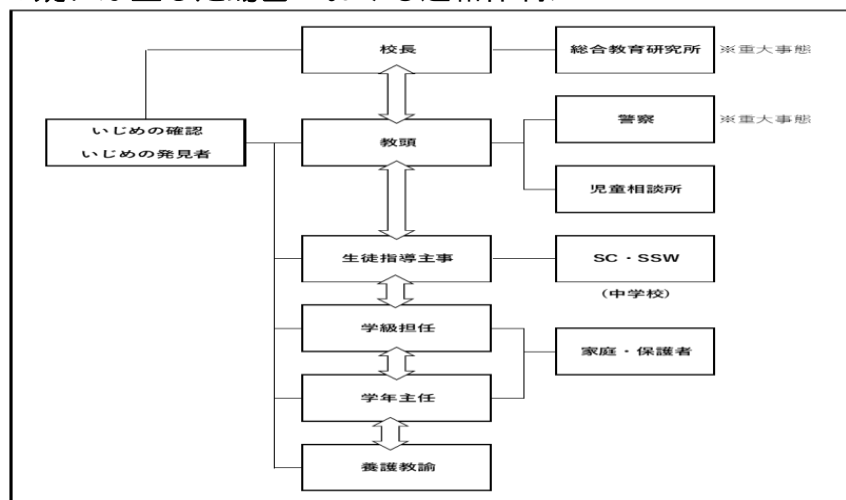
## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の意味・取扱い

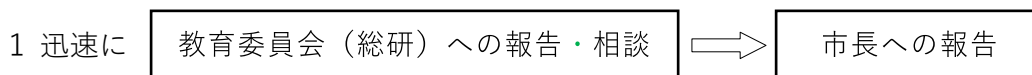
事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始すること、被害児童生徒や保護者から申出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たることとする。また、被害児童生徒や保護者が重大事態調査を望まない場合でも、調査方法や進め方を工夫して重大事態として取り扱う。

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
  - ・ 児童が自殺を企画した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
  - ・ 年間30日を目安として欠席した場合
  - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合
 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときを含む

### ＜重大事態の疑いが生じた場合における連絡体制＞



### (2) 重大事態が発生した場合の対処の流れ・報告

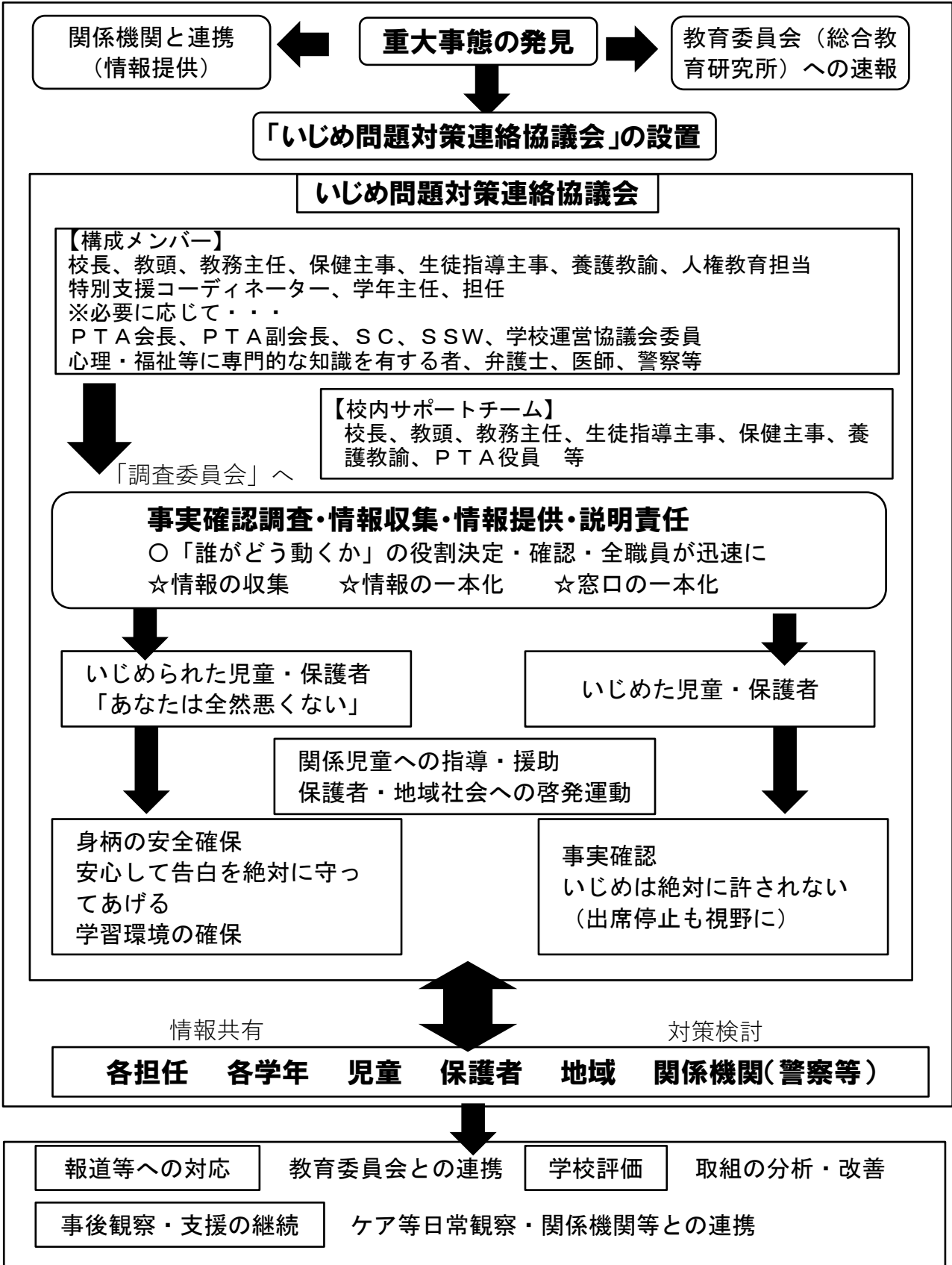


- 2 調査主体の判断：教育委員会が調査主体（教育委員会又は学校）を判断
- 3 調査組織の設置⇒教育委員会：水戸市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という)  
学校：いじめ防止対策委員会【校長、教頭、教務部、保健主事、養護教諭、学年主任、SC、SSW等】
- 4 調査方針の説明：目的・目標、調査主体、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供
- 5 調査の実施：いつから、誰から、どのように、いじめを生んだ背景事情・人間関係、指導の経緯等
- 6 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討
- 7 当該児童生徒・保護者への情報の適切な提供
- 8 聴取の結果を市長に報告
- 9 調査結果を踏まえ、当該重大事態へ対処するとともに、同種の事態の発生防止のため必要な措置

### (3) 重大事態の調査

- ① 重大事態が生じた場合は、学校に設置されている学校いじめ対策組織に、必要に応じて専門家が参画した調査組織を設けて調査する。事案の様態状況によっては、弁護士、精神科医、等の専門的知識を有する者のほか、スーパーバイザー等の第三者からなる組織「調査委員会」を設け調査する。
- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート調査等を行い、事実関係を把握し、「調査委員会」に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないことがないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる。

# <重大事態への対応の順序>



## 令和8年度 いじめ問題対策連絡協議会構成者

校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、養護教諭  
人権教育担当、特別支援コーディネーター、学年主任、担任

※必要に応じて・・・

P T A 会長、P T A 副会長、SC、SSW、学校運営協議会委員

心理・福祉等に専門的な知識を有する者

弁護士、医師、警察等

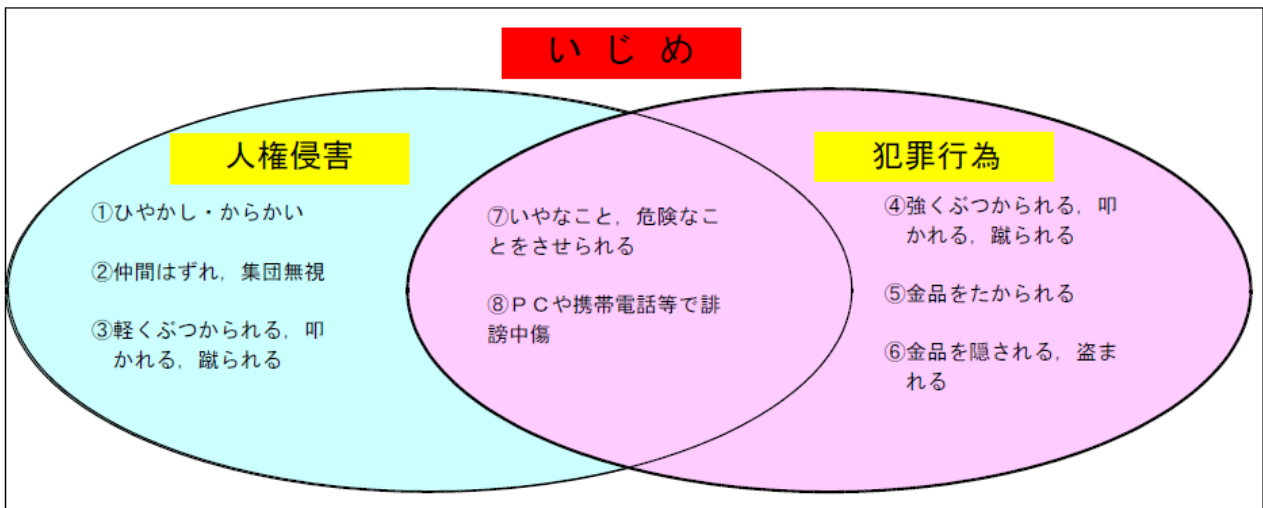


## II 資料

### 1 いじめ問題の理解

#### (1) いじめの態様

- ① 冷やかしからかい、悪口や脅し、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 強くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。



#### (2) いじめの構造

いじめは、単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはむずかしい。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。



## 2 いじめ防止対策推進法（概要）

### 一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。  
※ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。  
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

### 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として、（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

#### 四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※ 公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

#### 五 雑則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置付ける。）

### 3 双葉台小学校いじめ防止対策年間計画

令和8年度 いじめ防止対策年間指導計画

水戸市立双葉台小学校

学校行事・特別活動等	職員会議・研修・生徒指導等	教育相談	生活指導	校外指導・諸機関との連携
四月 ・ 始業式 ・ 入学式 ・ 家庭確認(自宅確認) ・ 1年生を迎える会 ・ 避難訓練	・ 家庭環境調査 ・ 家庭訪問(自宅確認) ・ 生徒指導部員会 ・ 「 <b>学校いじめ防止基本方針</b> 」の共通理解 ・ 特別な配慮を要する児童の調査と共通理解 ・ 個人顔写真撮影 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ グループエンカウンター ・ スマイルカード開始 ・ 生活アンケートを受けた教育相談 ・ 校内オンライン相談窓口の設置(周知)	・ 学級開き ・ 新しい生活と学校のきまり「ふたばっ子よい子のきまり」の全体指導	・ PTA校外指導委員会 ・ 児童相談所との情報交換
五月 ・ 小中合同引き渡し訓練 ・ 引渡し訓練	・ 保健調査 ・ 体力テスト ・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ 教育相談についてのPR ・ SC、SSWの活用について ・ グループエンカウンター ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 規則正しい生活 ・ 健康生活キャンペーン	・ 市生徒指導研究部員会 ・ 学警連協議会 ・ 交通安全教室 ・ 市青少年育成会総会 ・ 下校時パトロール
六月 ・ 2年遠足 ・ 3年遠足	・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ SCIによる相談 ・ SSWIによる相談 ・ グループエンカウンター ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 清潔な生活 ・ ふれあいプランに係るあいさつ運動	・ 双葉台地区青少年育成会総会への参加 ・ みどり園との連絡協議会 ・ 下校時パトロール
七月 ・ 授業参観 ・ 教育相談(二者面談)	・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ SCIによる相談 ・ SSWIによる相談 ・ 夏休み前の児童個別面接 ・ 保護者との面談(全児童) ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 小中合同あいさつ運動 ・ 身の回りの整理 ・ 夏休みの生活	・ 学警連協議会 ・ 市生徒指導研究部員 ・ 下校時パトロール
八月	・ 校内事例検討会(ケース会議)	・ 個人記録の整理 ・ SSWIによる相談		・ 校外指導委員会との連携パトロール ・ 民生委員との協議会
九月 ・ 6年遠足 ・ 5年校外学習	・ 学校生活アンケート ・ 特別な配慮を要する児童の調査 ・ いじめ不登校対策協議会	・ SSWIによる相談 ・ 夏休み後の児童個別面接 ・ グループエンカウンター ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 小中合同あいさつ運動 ・ 節度ある生活 ・ 健康生活キャンペーン	・ 下校時パトロール
十月 ・ 後期始業式 ・ 4年遠足 ・ 1年遠足 ・ 陸上記録会	・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ SSWIによる相談 ・ 校内事例検討会 ・ 教育相談に関する研修会 ・ グループエンカウンター ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 小中合同あいさつ運動 ・ 物を大切に生活 ・ スマートフォン等に関する調査	・ 下校時パトロール
十一月 ・ 5年宿泊学習 ・ いじめ解決フォーラム ・ 運動会	・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ SCIによる相談 ・ SSWIによる相談 ・ グループエンカウンター ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 小中合同あいさつ運動 ・ 正しい余暇の過ごし方 ・ さわやかマナーアップ運動 ・ 落ち葉掃きボランティア	・ 下校時パトロール ・ みどり園との連絡協議会
十二月 ・ 持久走記録会	・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ SSWIによる相談 ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 小中合同あいさつ運動 ・ 身の回りの整とん ・ 冬休みの生活	・ 下校時パトロール ・ 校外指導パトロール ・ 保護司との懇談会
一月 ・ 新入生説明会	・ 学力診断テスト ・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ SSWIによる相談 ・ グループエンカウンター ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 小中合同あいさつ運動 ・ 礼儀正しい生活 ・ 新年の抱負 ・ 健康生活キャンペーン	・ 下校時パトロール
二月 ・ 年度末授業参観・保護者会 ・ 6年生を送る会	・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会 ・ 「 <b>学校いじめ防止基本方針</b> 」の点検と見直し	・ SSWIによる相談 ・ SCIによる相談 ・ 生活アンケートを受けた教育相談	・ 小中合同あいさつ運動 ・ 寒さに負けない生活	・ 市生徒指導部研究部員 ・ 学警連協議会 ・ 下校時パトロール
三月 ・ 卒業式 ・ 修了式	・ 生徒指導部員会 ・ 学校生活アンケート ・ いじめ不登校対策協議会	・ SSWIによる相談 ・ 生活アンケートを受けた教育相談 ・ 個人記録の整理	・ 小中合同あいさつ運動 ・ 春休みの過ごし方 ・ 新年度の準備	・ 下校時パトロール ・ 校外指導パトロール

(R8.3月末日現在)